

能登半島地震アーカイブ（仮称）構築業務委託公募型プロポーザル 企画提案募集要項

1. 趣旨

令和6年能登半島地震は、過疎化・高齢化が進んでいる半島地域において、家屋倒壊、津波、大規模火災、海底隆起、液状化など複数の災害が同時に起きた未曾有の大災害である。今後、大きな地震がいつどこで起きてもおかしくない中、今回の地震の被害状況や復旧・復興の過程で得た教訓・ノウハウ等は、後世に継承するとともに、国内外に共有し、今後の災害対策や学術研究、防災学習等に活かしていくべきものである。

本業務は、県内市町や関係機関が保有する震災関連の映像や教訓・ノウハウ等が記録された資料等を収集・アーカイブ化し、WEB上に公開するとともに、アーカイブの利活用を促進するためのコンテンツを制作するものである。

2. 委託業務の概要

(1) 件名

能登半島地震アーカイブ（仮称）構築業務委託

(2) 業務内容

「能登半島地震アーカイブ（仮称）構築業務委託公募型プロポーザル 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)

(4) 予算上限額

30,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3. スケジュール

(1) 公示	令和6年6月14日(金)
(2) 参加申込書等の提出期限	6月21日(金)
(3) 質問票の提出期限	6月28日(金)
(4) 企画提案書等の提出期限	7月16日(火)
(5) 審査会開催	7月下旬
(6) 契約の締結	7月下旬

4. 参加資格

(1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件を全て満たしていること。

- ① 国又は都道府県から、元請としてデジタルアーカイブの構築（関連資料の収集及びデジタル化作業も含め）に携わり、運用を開始した実績を有するものであること。

- ② 石川県内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- ④ 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑤ 平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 6 年度において競争入札参加者資格を有する者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 共同企業体による参加

- ① 以下の条件をすべて満たしていること
 - ア 代表者は、上記（1）の①から⑦の全ての条件を満たすこと
 - イ 各構成員は、上記（1）の②から⑦の全ての条件を満たすこと
 - ウ 各構成員は、本プロポーザルに関して他の企業共同体の構成員となっていないこと
- ② 出資比率が最大の者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

5. 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和 6 年 6 月 21 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出書類

① 【様式 1】 公募型プロポーザル参加申込書 1 部

② 【様式 2】 類似業務受注実績 1 部

※類似業務受注実績とは、国又は都道府県から、元請としてデジタルアーカイブの構築（関連資料の収集及びデジタル化作業も含め）に携わり、運用を開始した実績を指す。JV で申請する場合は、代表者及び該当する構成員全ての分を提出すること。

③ 事業者概要 1 部 ※事業者の規模や業務内容が分かるもの、パンフレット可

④ 石川県が発行する納税証明書 1 部 ※石川県の県税の納税義務を有する者のみ

(3) 提出方法

- ・電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
- ・件名は「能登半島地震アーカイブ（仮称）構築業務委託公募型プロポーザル参加申込」とすること。

(4) 提出先

石川県知事室戦略広報課広報グループ 宛

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

TEL: (076)225-1239 / Mail: kouhou@pref.ishikawa.lg.jp

(5) 参加資格の審査

- ・参加希望者は、上記(2)の提出書類を提出し、参加資格があることの審査を受けなければならない。
- ・審査結果については、【別紙 1】により通知することとし、参加資格を満たしていると判断された者にのみ、企画提案書等の提出を要請する。参加資格がないと判断した者については、その判断理由を付して通知する。
- ・審査結果についての異議申立ては認めない。

(6) 参加の辞退

参加申込み後に辞退を希望する場合、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。

6. 質問票の提出、回答方法

企画提案募集要項及び仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和 6 年 6 月 28 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出書類・方法

- ・【様式 3】質問票を電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
- ・件名は「能登半島地震アーカイブ（仮称）構築業務委託に関する質問」とすること。

(3) 提出先

石川県知事室戦略広報課広報グループ 宛

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

TEL: (076)225-1239 / Mail: kouhou@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問の回答

- ・回答は、電子メールにより質問者に通知する。
- ・企画提案募集要項及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しないかたちで、公募型プロポーザル参加申込提出者に周知する。

(5) 留意事項

電話での質問や企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年7月16日(火) 午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

※JVで申請する場合は、「3」から「8」までの資料について、構成員全ての分を提出すること

	提出書類	提出部数	様式の有無	備考
1	企画提案応募申請書	1	有 (様式4)	
2	企画提案書 ・ 正本1部 ・ 副本10部 ・ 副本PDFデータ ※PDFデータについては、5(4)のアドレスに送付すること。	11	無	・ 枚数制限あり(20ページ以内)。 ・ 「A4縦」又は「A3横」、横書き、左綴じとし、表紙に「能登半島地震アーカイブ(仮称)構築業務委託企画提案書」と記載すること。 ・ 正本は、余白に会社名を表示し、副本には、企画提案書内に会社名は表示しないこと。
3	類似業務受注実績	1	有 (様式2)	・ 類似業務の受注実績を記載すること。 (「4. 参加資格(1)①」関連) <類似業務とは> 国又は都道府県から、元請としてデジタルアーカイブの構築(関連資料の収集及びデジタル化作業も含め)に携わり、運用を開始した実績を有するものであること。 ・ 実績を確認できる書類(契約書の写し等)を添付すること。
4	法人の概要	1	無	・ 会社組織、従業員数、有資格者数など法人概要が分かるもの。(パンフレット等でも可) ・ 共同企業体で参加する場合は、共同企業体協定書(写し)を添付すること。

5	法人登記簿謄本	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書 ・提出日において、発行から3ヵ月以内のものを提出すること。
6	定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの	1	—	写しを添付すること。
7	石川県が発行する納税証明書	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県税の納税義務を有する者のみ提出すること。 ・写しでも可。
8	貸借対照表、損益計算書	1	無	それぞれ直近3年分
9	見積書	1	無	<ul style="list-style-type: none"> ・宛先は「石川県知事 馳 浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（項目別に単価が明示されている等） ・見積金額が2(4)を上回っている場合は、審査の対象としない。

(3) 企画提案書の内容

- ・「能登半島地震アーカイブ（仮称）構築業務委託公募型プロポーザル仕様書」 「4. 業務内容」の具体的な考え方や内容、進め方などについて提案すること。
- ・企画提案書には、上記の内容のほか、次に示す事項も盛り込むこと。
 - －業務実施体制（担当者の役割（管理者・主担当者・補助等））
 - －主担当者の類似業務実績（業務内容等を具体的に）

(4) 提出方法

上記5(4)の宛先に、提出書類一式を提出（郵送）すること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1法人・1案とする。
- ・一度提出した企画提案書等を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8. 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより実施する。

なお、企画提案書の提出者が多数となった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち、書類選考を行う場合がある。

(1) 日時及び会場

企画提案書提出者に対し、別途通知する。

(2) 実施方法

- ① 説明者は1提案あたり3名以内とする。
- ② プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づき、20分以内とする。
- ③ プレゼンテーションはパワーポイント等の電子データを用いて行うこととし、事務担当宛てに、実施日前日までに電子メールで送付すること。
- ④ 準備する電子データに関しては、企画提案書に沿った内容とすること。
- ⑤ 審査会場にはスクリーン、プロジェクター、パソコンを準備するが、操作環境上、提案者が持参する機器等を用いる場合には予め相談すること。なお、提案者が持参する機器等を用いる場合、設定等準備の時間はプレゼンテーションの時間を含むものとする。
- ⑥ プレゼンテーションに係る審査委員からのヒアリングに対しては、簡潔な説明に努めること。なお、ヒアリング時間は10分以内とする。
- ⑦ プロポーザル参加者は、他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

9. 選定方法

- (1) 「【別紙2】能登半島地震アーカイブ（仮称）構築業務委託公募型プロポーザル 評価基準」に基づき、能登半島地震アーカイブ（仮称）構築業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）において、審査を行うものとし、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (2) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (3) 審査は非公開で行う。
- (4) 次のいずれかに概要した場合は、失格となることがある。
 - ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めると委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めると。
 - ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと。
 - ・実施要領に適合しない書類を作成すること。
 - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ・プレゼンテーションに参加しないこと。
 - ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10. 選定結果の通知

選定結果については、採否に関わらず、企画提案書を提出した者全てに対して文書で通知するとともに、業務委託先候補者を石川県ホームページに掲載する。

なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

11. 契約の締結

- (1) 石川県は、最も評価の高い提案者（以下「候補者」という。）と別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により契約を締結する。
- (2) 業務委託仕様書については、候補者の決定後、石川県と候補者との間の協議により確定するものとし、内容が一部変更となる場合がある。
- (3) 「10. 選定結果の通知」により、最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。
- (4) 契約時期は、令和6年7月下旬以降を予定している。

12. その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、本委託以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要範囲において複製することがある。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、石川県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中に、石川県から委託業務の中間報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (8) 採択された企画提案書の著作権は、石川県に帰属する。
- (9) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。
- (10) 県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (11) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- (12) 本業務は、複数年度にわたり実施するもの（ただし、当該業務に係る予算成立が条件）であり、履行期間中に事業評価及び検証（構築するシステムの特殊性等）等を行ったうえで、翌年度以降も今年度の受託者と契約を行う場合がある。

- (13) 実施 要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。
- (14) この募集は、2(1)に係る予算が議会で議決されないときは、無効とする。